

素案からの主な変更点

資料3

No.	ページ	項目	変更後（計画案）	素案	変更理由
1	2	1.平成27(2015)年の高齢者像を見据えて	日本の65歳以上の高齢者人口は、平成23年10月1日現在で、過去最高の2,983万人となり、総人口に占める割合(高齢化率)は前年比0.3ポイント上昇し、23.4%でした。	日本の65歳以上の高齢者人口は、平成22年10月1日現在で、過去最高の2,958万人となり、総人口に占める割合(高齢化率)は前年比0.4ポイント上昇し、23.1%でした。	時点修正 文言修正
2	7	【日常生活圏域別の高齢化率・要介護等認定数】	データ変更 平成23年10月1日現在	データ変更 平成22年10月1日現在	時点修正
3	14	1. 高齢化の進展	新宿区における平成23年10月1日現在の高齢者人口は59,896人で、高齢化率は18.8%です。介護保険制度創設時の平成12年10月1日現在の48,739人、高齢化率16.9%と比較すると、高齢者人口は22.9%の増加、高齢化率は1.9ポイントの増加となっています。 新宿区の高齢化率は、 <u>全国平均の23.4%より低いものの、今後も全体の人口増加が見込まれるなかで、高齢者の人数は着実に増えています。平成23年から29年の間に約7,500人と12.5%の増加、また高齢化率は1.8ポイントの増加になると推計しています。</u> また、医療・介護ニーズの高まる75歳以上の後期高齢者人口は、平成23年から29年の間に約3,300人、12.7%と増加が見込まれます。	新宿区における平成22年10月1日現在の高齢者人口は59,563人で、高齢化率は18.6%です。介護保険制度創設時の平成12年10月1日現在の48,739人、高齢化率16.9%と比較すると、高齢者人口は22.2%の増加、高齢化率は1.7ポイントの増加となっています。 今後も全体の人口増加が見込まれるなかで、高齢化率は現状、全国平均の23.1%より低いものの、高齢者の人数は着実に増えています。平成22年から29年の間に約7,200人と12.2%の増加、また高齢化率は1.3ポイントの増加になると推計しています。 特に、医療・介護ニーズの高まる75歳以上の後期高齢者人口は、平成22年から29年の間に約3,900人、13.3%と高い増加と見込まれます。	時点修正 文言修正
4	16	1. 要支援・要介護認定者のこれまでの推移	平成12年4月に介護保険制度が始まってから、65歳以上の第1号被保険者における要支援・要介護認定者数は、平成18年度まで増加し続け、平成19年度にわずかに減少したものの、平成21年度から11,000人台でほぼ横ばいで推移しています。 また、第2号被保険者における要支援・要介護認定者数は、平成16年度以降、横ばいで推移しています。 年齢別でみた場合、平成23年度は75歳以上の高齢者が約85%を占めています。また、75歳以上の高齢者のなかで85歳以上の高齢者が占める割合は、平成20年度以降は半数を超えています。	平成12年4月に介護保険制度が始まってから、65歳以上の第1号被保険者における要支援・要介護認定者数は、平成17年度まで増加し続け、平成18年度から平成19年度にかけて、ほぼ横ばいとなったものの、平成20年度から再び緩やかな上昇傾向となっています。 また、第2号被保険者における要支援・要介護認定者数は、平成16年度以降、横ばいで推移しています。 年齢別でみた場合、75歳以上の高齢者は8割を超え、また85歳以上の高齢者は約4割を占めており、ともに平成16年度以降、緩やかながら上昇しています。	23年10月1日 時点修正 文言修正

No.	ページ	項目	変更後（計画案）	素案	変更理由
5	16	[要支援・要介護状態 区分別認定者数の推移]	データ変更 平成23年10月1日現在	データ変更 平成22年10月1日現在	時点修正
6	17	[年齢別要支援・要 介護認定者数の推移] [要支援・要介護認定 者数の推計]	データ変更 平成23年10月1日現在	データ変更 平成22年10月1日現在	時点修正
7	27	第1節 高齢者保健 福祉施策の体系	「施策別事業一覧」の追加	—	各施策の事業を 一覧表示する
8	35	(3) 地域の支えあいから 2つ目の○ 2行 目	平成23年12月末では61サロンとなっています。	平成22年度末では56サロンとなっています。	時点修正
9	47	(4) ハローワークとの 連携による「新宿就職 サポートナビ」の設置 (4行目)	「新宿就職サポートナビ」は、 <u>高齢者を含む生活保護受給者・住宅手当受給者、児童扶養手当受給者に対する就労支援を行い、様々な職種や雇用形態による就業機会の拡大を積極的に推進する環境を整えています。</u>	「新宿就職サポートナビ」は、生活保護受給者・住宅手当受給者・児童扶養手当受給者に対する就労支援のほか、経済的な理由などにより改めて就職を希望したり増収を目指す高齢者に対しても、様々な職種や雇用形態による就業機会の拡大を積極的に推進する環境を整えています。	生活保護・住宅手当・児童扶養手当受給者が対象であり、それ以外の高齢者は含まないため。
10	50	指標 シルバー人材センターの受託件数	目標(平成26年度) 13,000件	目標(平成26年度) 未定	高齢者増等の見込みからの目標値設定
11	55	課題 2つ目の○	○ <u>定年退職や子の独立など生活環境や体調が大きく変わる60歳前後の方のこころとからだに対しての支援が必要です。</u>	○ 高齢期の定年退職、配偶者との死別などに伴ううつなど、状況に応じた精神面への支援が必要です。	課題の文言修正
12	57	施策を支える事業	「【新規】60歳からのこころとからだのメンテナンス事業」の追加	—	新規事業の追加

No.	ページ	項目	変更後（計画案）	素案	変更理由
13	66	施策6 介護保険サービスの提供と基盤整備 2行目	また、特別養護老人ホームについては、平成23年度に実施した「特別養護老人ホームにおける待機者の実態等に関する調査研究」に基づき、在宅生活が困難になった方のセーフティネットとして、整備を進めます。	また、特別養護老人ホームについては、入所待機者の実態に関する調査に基づき、適切な計画を検討します。	特養待機者調査の実施から追加
14	69	(1) 地域包括ケアのさらなる推進に向けたサービスの整備	(2つ目の○) ○ 公有地の活用等により、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの整備を進めます。	○ 公有地の活用等により、小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの整備を進めます。	事業追加
15			(4つ目の○) ○ 在宅の要介護者の日常生活を支えるために必要な介護・看護サービスを、一体的かつ継続的に提供する定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの整備を進めます。	○ 平成23年度に実施される定期巡回・随時対応型訪問介護看護のモデル事業の実施結果を踏まえて、同サービスを実施します。	サービスの事業説明
16	69	(2) 特別養護老人ホームの整備	(1つ目の○) ○ 平成23年度に実施した、「特別養護老人ホームにおける待機者の実態に関する調査研究」(第4章参照)の分析結果に基づき、高齢者数や要介護認定者数の増加に対応し、在宅生活が困難になったときのセーフティネットとして十分に機能する適切な施設整備を行います。	○ 平成23年度に実施した、特別養護老人ホーム入所待機者の実態に関する調査の分析結果に基づき、適切な施設整備計画を検討します。	特養待機者調査の結果から追加
17			(2つ目の○) ○ 特別養護老人ホームを建設する用地の確保がきわめて困難なため、公有地の活用による計画的な整備を進めていきます。	○ 在宅生活が困難な方のために、公有地の活用などにより、特別養護老人ホームの整備を進めていきます。	建設用地確保における文言修正
18			(3つ目の○) ○ 在宅生活が困難な方が的確に入所できるよう、特別養護老人ホーム優先入所システムの見直し改善を行い、公正・公平なシステムの運用を図っていきます。	○ 在宅生活が困難な方が的確に入所できるよう、特別養護老人ホーム入所調整システムの見直しを図ります。	文言追加

No.	ページ	項目	変更後（計画案）	素案	変更理由
19	70	4. 施策を支える事業	23年度末見込 認知症高齢者グループホーム 117人	23年度末見込 認知症高齢者グループホーム 114人	人数の修正
20		第二次実行計画 地域密着型サービスの整備	26年度目標 認知症高齢者グループホーム 189人	26年度目標 認知症高齢者グループホーム 186人	
21	75	高齢者おむつ費用助成	これらの人を介護している区民に対して(家族のいない場合は本人)、申請に基づき決定した月から助成します。	これらの人を介護している区民に対して(家族のいない場合は本人)、申請に基づき決定した月から、月8,000円を限度におむつの費用を助成します。	具体的な数字は計画になじまないため
22	75	補聴器・杖の支給	医師が補聴器の使用を必要と認めた70歳以上の高齢者に対して～	医師が補聴器の使用を必要と認めた65歳以上(平成24年4月～)	具体的な数字は計画になじまないため
23	83	認知症高齢者支援の推進	認知症高齢者自立度別の在宅の割合 平成23年10月末現在	認知症高齢者自立度別の在宅の割合 平成23年3月末現在	時点修正
24	85	(2)介護者への支援と区民の理解促進への取組み	(1つ目の○) ○ 認知症サポーター養成数については、平成23年度末に「地域の認知症サポーター」1,800人、「区職員の認知症サポーター」400人を目標としていましたが、平成22年度末ですでに「地域の認知症サポーター」3,393人、「区職員の認知症サポーター」423人と、目標を大きく上回る人数のサポーターが誕生しています。	○ 認知症サポーター養成数については、平成23年度に「地域の認知症サポーター」1,800人、「区職員の認知症サポーター」400人を目標としていましたが、平成22年度末時点で「地域の認知症サポーター」3,348人、「区職員の認知症サポーター」468人と、目標を大きく上回る人数のサポーターが誕生しています。	人数修正
25			(2つ目の○) ○ 一方、認知症への区民の理解度について、平成23年度の区民意識調査では、「早期診断・早期治療により進行を遅らせたり、生活上の障害の改善が図れる場合がある」ことを理解している人の割合は47.3%、「対応や環境によって認知症の症状が和らぐこと」を理解している人の割合は、34.0%でした。 <u>各々目標を70%以上、60%以上としていましたが、達成していません。</u>	○ 一方、認知症への区民の理解度について、平成23年度の区民意識調査において「早期診断・早期治療により進行を遅らせたり、生活上の障害の改善が図れる場合がある」ことを理解している人の割合は70%以上、「対応や環境によって認知症の症状が和らぐこと」を理解している人の割合は、60%以上となることを目標としていました。しかし、平成22年度の調査結果では前者が42.9%、後者が32.3%であり目標は達成していません。	分かりやすい表記に変更

No.	ページ	項目	変更後(計画案)	素案	変更理由
26	94	指標 認知症サポーター養成数	指標名 <u>認知症サポーター養成数</u>  現状(平成22年度) <u>地域(区民・在勤・在学)、区職員のサポーター</u> <u>3,816人</u>  目標(平成26年度) <u>地域(区民・在勤・在学)、区職員のサポーター</u> <u>各年800人</u>	指標名 区民等の認知症サポーター養成数  現状(平成22年度) 地域のサポーター 3,348名 区職員のサポーター 468名  目標(平成26年度) 地域・区職員のサポーター数(合計) 2,400名 (800名/年度) 平成20年度から累計 7,000名	分かりやすい表記に変更
27	102 103	施策を支える事業	事業の並び替えと新規事業の追加「がん患者・家族に対する支援講座」(10事業)	—	新規事業の追加
28	103	指標 在宅看取り数	<u>在宅看取り数(在宅療養支援診療所等に係る報告書に基づく) 312人</u> ・欄外に「在宅療養支援診療所」の説明文追加	在宅看取り率(在宅療養支援診療所の報告に基づく)	報告書に基づく修正
29	114	(2)高齢者が安心して住むことができる住宅の整備 4つ目の○	○ 保証料助成件数(高齢者等入居支援)は平成23年度に年間25件を目標としていましたが、平成22年度の実績は1件となっています。	○ 保証委託料助成件数(高齢者等入居支援)は平成23年度に年間25件を目標としていましたが、平成22年度の実績は1件となっています。	名称を実行計画に合わせる
30	116	課題 2つ目の○	○ 民間賃貸住宅への入居が困難になっている高齢者には、民間賃貸住宅等への円滑入居の促進に向けた取組みが必要です。 <u>高齢者・障害者等への居住の安定のために実施している保証料助成(高齢者等入居支援)は助成件数が目標に達していないことから、制度をよりわかりやすくし、利用しやすい支援方法にするための見直しが必要です。また、高齢者の賃貸住宅への入居制限を軽減するための新たな支援策の検討が必要です。</u>	○ 民間賃貸住宅への入居が困難になっている高齢者には、民間賃貸住宅等への円滑入居の促進に向けた取組みが必要です。	課題の説明追加



No.	ページ	項目	変更後（計画案）	素案	変更理由
31	117	(1)地域の中でくらし続けることが可能な都市環境やしくみの整備・充実 2つ目の○	○ 高齢者等入居支援について、協定する保証会社を増やすなど制度を利用しやすくするための見直しを継続していきます。また、賃貸住宅の家主側が設ける高齢者の入居制限を軽減するため、緊急通報装置の利用促進策、退去時の家財処理費の負担軽減策を検討していきます。	○ 民間賃貸住宅の家主側が設ける高齢者の入居制限を軽減するため、緊急通報装置の利用促進策、退去時の家財処理費の負担軽減策を検討していきます。	取組みの追加
32	119	第二次実行計画 高齢者等入居支援	保証人が見つからず、民間賃貸住宅への入居が困難となっている高齢者世帯等に対し、協定保証会社をあっ旋し、契約後の保証料を助成します。 また、 <u>賃貸住宅に居住する60歳以上のひとり暮らしの方へ、緊急通報装置等利用料を助成し、入居制限を軽減するための支援を実施します。</u> 保証料助成 25件	保証人が見つからず、民間賃貸住宅への入居が困難となっている高齢者に対し、協定保証会社へのあっ旋を行い、保証委託料の一部を助成します。 また、一定年齢以上の賃貸住宅の入居者に対して緊急通報装置等の利用料の一部を助成します。 保証委託料助成 25件	事業概要の修正
33	120	その他事業	「鉄道駅のバリアフリー化」の追加	記載なし	パブリックコメントから反映
34	126	課題 1つ目の○ 2行目	<u>普及・啓発と制度活用の相談・支援が必要です。</u>	「普及・啓発」のあとに追加	課題の追加
35	126	課題 2つ目の○ 3行目	<u>また、親族、専門職を含めた広く成年後見人等の活動を支える地域の連携が求められます。</u>	「討が必要です」のあとに追加	説明追加
36	127	(1)成年後見制度のさらなる周知と後見支援体制の充実 3行目	充実させるとともに、 <u>成年後見人等が地域の社会資源との連携を維持しながら活動できるよう、支援に努めます。</u>	「人受任後のバックアップ体制を充実させ」のあとに追加	説明追加
37	136	施策を支える事業 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	23年度末見込 ○推進企業認定数30社 ○コンサルタントの派遣 年30回 ○ワーク・ライフ・バランスセミナー3回	23年度末見込 ○推進企業認定数38社 ○コンサルタントの派遣 年37回(22年度) ○ -	23年度末見込数値の修正

No.	ページ	項目	変更後（計画案）	素案	変更理由
38	144	その他事業 3つ目の事業	「(再掲)介護支援ボランティア・ポイント事業」の追加	—	再掲事業として追加
39	146	(2)災害時要援護者支援プラン骨子の策定 1つ目の○	○「二次避難所(福祉避難所)での対応」については、平成21年度から3年計画でポータブルトイレや簡易ベッドなどの備蓄を進めてきましたが、平成23年度にはさらに水や食糧などの備蓄物資を整備します。 また、平成23年11月には介護施設(かしわ苑)での要介護者(高齢者)の受け入れに関するモデル事業を実施しました。今後は、このモデル事業の検証結果を基に在宅で生活している要援護者の避難所のあり方について検討していきます。	○「二次避難所(福祉避難所)での対応」については、平成23年度中に二次避難所(福祉避難所)に備蓄物資を整備します。また、介護施設(かしわ苑)での要介護者(高齢者)の受け入れに関するモデル事業を実施し、在宅で生活している要援護者の避難所のあり方について検証します。	備蓄物資の整備状況を追加
40	147	(2)災害時要援護者支援プラン骨子の策定	(1つ目の○) ○災害時要援護者名簿は、防災区民組織や民生委員、警察、消防などに配付されるため、個人情報保護の観点から本人の申し出(申請方式)によって登録しています。	○災害時要援護者登録名簿は、関係機関(警察・消防・防災区民組織・民生委員など)に配付されるため、個人情報の観点から本人の申し出(手上げ方式)によって登録しています。	文言修正及び申請方式に名称変更
41			(2つ目の○) ○災害時における要援護者の安否確認や避難誘導の具体的な方法について、地域や民間事業者などと連携して検討し、日頃から訓練などに取り組む必要があります。	○災害時における要援護者の安否確認や避難誘導の具体的な方法について、民間事業者や町会・自治会などと連携して取り組む必要があります。	文言修正